



食べられなくなった時の食支援

認知症末期の患者に対しては、注意深い介助によって好きなものをごく少量経口摂取すること、質の高い口腔ケア、本人にとって心地よい環境づくりが看取り介護期間中の生活の質(Quality of End-of-life care)を保つとされます。

2010年に認知症末期になったときの経口摂取の在り方としてComfort feeding only(CFO)*が提唱され、欧米では広く受け入れられています。

※認知症の末期には、質の高い口腔ケアを行い、本人にとって心地よい環境を作りつつ、本人の機能にあわせた食介助を行うことを優先するという考え方。

CFOは食べさせることを栄養補給の目的とするのではなく、本人の楽しみを目標とする考えにたち、質の高い口腔ケアを行い、本人にとって心地よい環境づくりを行った上で、本人の機能にあわせた“Skilled feeding”、“careful hand feeding”(熟練した食事介助)を行います。

多職種や家族で十分話し合い、患者の機能と好みに合わせて食を提供しつづけることは、患者にとって人や社会とのつながりを維持することにつながります。

食べられないときのケア

☑ 合併症・併存症のアセスメントと対応

施設入居者は、併存症や合併症によって食べられなくなることが多い。肺炎などの感染症や口腔内トラブル、電解質異常、心不全や腎不全、薬剤の副作用等食べられない原因があれば、その治療やケアを行い、その反応性を確認する。

☑ 嚥下障害で食べられない場合の対応

ベッドサイドで咀嚼機能、送り込み(口腔期)、嚥下反射などの嚥下機能を確認する。多職種スタッフと話し合い、ご本人の嚥下機能にあった食形態と食介助の方法を検討する。

☑ 口腔ケア

口腔内を観察・評価し、適切な口腔ケアを継続する。看取り介護期間に入り、食べられなくなっても口腔ケアを継続する。

☑ 認知機能障害で食べられない場合(食支援の基本と環境)

何故食べようとしないかを観察(失認、失行、口腔顔面失行等)し、できない部分をそっと支援する。食環境を見直し(食事に集中できる環境等)、食事に集中できる環境をつくる。

☑ 患者の嗜好に合わせた食事の提供

家族や知人から患者の嗜好についてあらかじめ聞いておく。

☑ 看取り介護期間中の食支援の在り方

食べないと体が弱るという考えを捨て、しっかりした口腔ケアと熟練した食支援による安全な食介助を最期まで継続する(Comfort feeding only)。量は少なく、あっさりしたもの。

死亡診断と死亡診断書

死亡診断ができる(死亡診断書を発行できる)人は、医師(歯科医師)のみです。

※死亡届を提出することができる人(民法第725条)は、親族：6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族 同居者：家主、地主、家屋管理人、土地管理人 公設所の長：後見人、保佐人、補助人、任意後見人

多くの場合、看取りの対象となる高齢者は、徐々に機能が低下し、看取りに向けてのケアを受けて亡くなっていきますが、一部の入居者は、予期せず亡くなることがあります。予測していない死でも、慌てることなく、スタッフから状況を聴取し、死亡診断を行います。

施設で診療中の患者が亡くなった場合で、最後に診察をしてから24時間以上を経過していても、**死亡後改めて診療を行い、生前に診療していた傷病に関連する死亡であると判断できる場合は、死亡診断書を交付できます。**

一方、外因死(外傷、自殺、他殺等)で死亡したり、死因が全く不明の場合で異状死が疑われる場合は、所轄警察への届け出が必要となります(医師法第21条)。



医師法第20条(無診察治療等の禁止)

医師は、自ら診察しないで治療をし、若しくは診断書若しくは処方せんを交付し、自ら出産に立ち会わないで出生証明書若しくは死産証書を交付し、又は自ら検案をしないで検案書を交付してはならない。但し、診療中の患者が受診後二十四時間以内に死亡した場合に交付する死亡診断書については、この限りでない。

医師法第20条(ただし書の適切な運用について【通知】)

1. 医師法第20条ただし書は、診療中の患者が診察後24時間以内に当該診療に関連した傷病で死亡した場合には、改めて診察をすることなく死亡診断書を交付し得ることを認めるものである。このため、医師が死亡の際に立ち会っておらず、生前の診察後24時間を経過した場合であっても、死亡後改めて診察を行い、生前に診療していた傷病に関連する死亡であると判定できる場合は、死亡診断書を交付することができること。
2. 診療中の患者が死亡した後、改めて診察し、生前に診療していた傷病に関連する死亡であると判定できない場合には、死体の検案を行うこととなる。この場合において、死体に異状があると認められる場合には、警察署へ届け出なければならないこと。